

レジャーホテル経営に関する 「節税関連」あれこれ

ささき税務会計事務所 所長 佐々木康貴氏



PROFILE

ささき税務会計事務所 所長 佐々木康貴氏

税理士／ファイナンシャルプランナー
日本レジャー・ホテル協会 賛助会員

1971年生まれ。24歳で会計事務所に入所し、13年勤務した後に東京・青山に開業。20年以上にわたり数多くのレジャー・ホテルの経営・経理をサポートしてきた経験、実績から、業界独自の事業構造を熟知しており、包括的な経営アドバイスを展開。主な著書（共著）として、「社長の節税と資産づくりがまるごと分かる本」（あさ出版）。

<http://sasaki-taxoffice.com/>

今年ももうすぐ終わろうとしています。急に寒くなったかと思ったらインフルエンザが例年以上に流行しているようです。今回は、会社としての対応策について考えてみました。また、改正以後、申告数が増えている相続関係について、不景気による相続放棄や最近トピックとなつた案件についてご紹介したいと思います。

【福利厚生費に計上／インフルエンザの予防接種】

企業によっては従業員の予防接種費用を負担するケースがあります。気になるのは税務上、この負担分が従業員への経済的利益、つまり「従業員への給与」として源泉徴収する必要があるのかどうかという点です。

これに対し国税庁は、「会社には従業員の健康管理に配慮する責任もある」と負担分の費用性を認めた上で、「接種を希望する社員一律に費用負担するようなルールがあり、全額負担であっても予防接種として常識的な金額の範囲内であれば、経済的に利益には当たらない」としている。一部の役員のみ費用を負担するなどの偏りがない限りは、福利厚生費などとして処理することが可能というわけです。

一方、個人がインフルエンザ予防接種など疾病の予防のために用意した費用は、原則として医療費控除の対象にはなりません。医療費控除は病気の「治療」を対象としたものであり、「予防」はそ

の限りではないというのが理由です。ただしB型肝炎ワクチンの接種費用などにおいて、患者と同居する親族が受けけるケースなどは医療費控除の対象となることが認められています。

【墓を購入したときの銀行借り入れは相続の節税になる?】

相続の申告でこのような例がありました。

被相続人である親が、死亡する1年前に、銀行から資金を借り入れて墓を350万円で購入したとします。その後、相続が開始。墓の購入のための借入金のうち、220万円の残高があったため、相続人である子は、相続税申告書の「債務及び葬式費用の明細書」の欄に、その借入金残高を記入しました。

この税務処理は誤りになります。墓石や墓地は祖先崇拜の慣習に基づいて所有するものであり、換金するような財産ではないため、相続税の課税対象から外されている。そして、その財産に関する債務は、相続税の計算上で債務として差し引くことができない。冒頭の例は墓という非課税財産に関する借入金なので、債務として相続財産から差し引けません。

墓の他にも、仏壇、仏具、神をつかさどる道具など日常礼拝をしているものも、相続税法上で非課税財産とされます。生前に購入しておけば相続財産を大幅に減らせるので、財産圧縮につながる有効な一手となり得るでしょう。

ただし前述のように金銭を借り入れて

までの購入に節税効果はなく、また仏具などの礼拝物に骨董的な価値があると、投資の対象または販売商品とみなされ、相続税の課税対象になることもあります。高級な礼拝物を所持されている方はその点に注意してください。

【相続放棄するとほかの相続人の借金が増える?】

相続で残された借金が多い場合、相続人はプラスの財産もマイナスの財産もまとめて受け取りを拒否する「相続放棄」を選べます。相続放棄は一人ひとりに与えられた権利なので、放棄に当たってはほかの相続人と意思統一したり一緒に手続きしたりする必要はありません。

だが実際に放棄する際には最低限、他の相続人と話し合いをしておいた方がいいでしょう。自分が行なった相続放棄によって、他の相続人の負担が増える可能性があるからです。

たとえば借入金1億円を残して父親が亡くなったケースで、相続人が「妻と子2人の3人」だとすると、それぞれが背負う債務は法定相続分に従って妻5,000万円(2分の1)、子2人がそれぞれ2,500万円(4分の1)です。

ここで妻が相続放棄をしたとすると、妻の法定相続分が子2人に配分され、それぞれの法定相続分が2分の1に増えます。相続する借入金もそれぞれ5,000万円となり、放棄前に比べて借入金が2倍に増えてしまします。もちろんプラスの財産も2倍となるため、単純に損をするとは

言い切れませんが。

一方、相続放棄が他の相続人に影響を及ぼさないこともあります。先の例で、2人いる子のうち片方が相続放棄をいたします。この時妻の立場からみると、子1人が相続放棄をしたとしても自分の法定相続分は2分の1のままで。相続する借入金も、放棄前と変わらず5,000万円のままであります。ただし放棄をしなかったもう1人の子については、法定相続分が4分の1から2分の1に増えているので、相続する債務は5,000万円と2倍に増えてしまっています。

相続放棄はあくまで個々の相続人の権利ではあるものの、他の相続人にも大きく影響します。他の家族のことなど知ったことではないという考え方でもない限り、関係者全員での話合いで了解を得ておくべきでしょう。

【事実婚の税務と社会保険】

法律婚と事実婚の違いは、婚姻届けを役所に提出しているかどうかです。事実婚は差別的扱いを受けることもありますたが、国民意識の高まりに加え、2008年に最高裁で婚外子への差別的扱いを違憲とする判断が出されて以降、徐々に世間での受け入れが柔軟になりつつあります。

たとえば健康保険や厚生年金では、年収要件に該当すれば被扶養者になることができます。また、生命保険の死亡保険金の受取人になることは、保険会社によって条件は異なるものの、おおむね可能です。さらに国民年金や厚生年金の遺族

年金の「配偶者等」には事実婚を含むものとされています。

こうしてみると、事実婚であっても何の問題もなく「夫婦」として認められるものばかりのようですが、こと税金に関しては法律婚に比べて不利に扱われることがあるので注意が必要です。

事実婚では、相続税や贈与税で配偶者の特例が適用できず、それどころか法定相続人になることもできません。そのため、いかに住民票に「妻」とあっても相続財産をすべて残すことはできません。事実婚のパートナーが相続権を取得するための方法として、特別縁故者であることを裁判所に認めてもらう方法もありますが、これは他に相続人が一人もいないことが適用の条件になっています。

【名義株のトラブル】

名義株とは、株式の名義上の所有者が誰である、実質的な所有者が他にいるのであれば、真の所有者は後者であるとみなされる株式のことです。過去の判例によれば株式取得資金の出資者、名義人と引受け人の関係、取得後の配当金の帰属状況などをもって名義株か否かは総合的に判断されるといいます。過去の事例では、創業者の遺族が所有する自社株が実質的に創業者の「名義株」であるとして、80億円超の相続財産の申告漏れを指摘されたケースもあり、相続税対策を考えるうえでは外すことのできないテーマです。

名義株が生まれるパターンとしては、

創業時に形としての株主を揃えるために親族や知人などに声をかけて実際の取得資金は経営者自身が出るというようなケースや、まだ幼い子や孫などに自社株をもたせるために親が資金を負担するというようなケースがあります。そして名義株問題が放置されがちな理由としては、一見しただけでは実質的な保有者と名義の違いは分からないため、税理士などが問題を指摘することが難しいという事実があるようです。

名義株問題を解消するには、相続が発生する前に株式を実質上の保有者のもとに集約しておくことが一番ですが、スマーズに集約が進まないこともあります。たとえ株式の取得資金を負担したのが自分であろうとも、株式の名義を書き換える際には、名義上の所有者に了解を得なければなりません。順調に了解を得て名義の書き換えが進めば何の問題もないですが、相手が株主としての権利を主張してたり、書き換えを拒否してたりすれば、交渉を経て相手に書き換えを納得してもらうことになります。最悪の場合は裁判沙汰になる可能性もゼロではなく、説得するにせよ時間がかかることを踏まえ、一刻も早い問題の認識と解消への取り組みが求められます。

*

会計や税務の問題については、悩ましい問題がたくさんありますので、これからも皆さんに有用な情報提供をしていきたいと思います。

※納税通信引用